

地区区長懇談会（羽曳が丘地区）<概要>

令和7年11月18日（火）MOMOプラザ

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
1	羽曳が丘4丁目町会	羽曳が丘4丁目19番の空家前にゴミの不法投棄が度々あり、回収されず困っていたが、早そうに大きな看板を設置してもらってからは不法投棄がなくなり、助かっている。	不法投棄につきましては、まずは羽曳野警察署生活安全課へご連絡をお願いしております。警察の捜査で行為者が判明すればその者が責任を持って処分する事になります。 未然に防ぐ抑止策として不法投棄禁止看板を環境保全課で無料配布しておりますのでご活用ください。	環境保全課
2	羽曳が丘6丁目町会	バス通りの植え込みについて バス通りに植え込みにハナミズキを植えていただいているが、枯れて草が生えゴミが捨てられているので、何か他のものに変更してください。	枯れているハナミズキにつきましては、早急に伐採を行います。伐採したあの植樹樹につきましては、撤去して歩道空間を広くするか、他の樹木を植樹するなどを町会の皆さんで話し合って方向性を決めて頂ければ、市としてその方向で対応したいと考えています。	道路公園課
3	羽曳が丘8丁目町会	見通しの悪い交差点へのカーブミラーの設置 カーブミラーの設置基準が明確でない。特に旧バス道および羽曳が丘西への抜け道は、小学校の通学路があるが、スピードを出して走る車があり、見通しも悪い。そういう所への設置をしてもらいたい。	カーブミラーの設置申請については、地権者および隣接者の承諾も必要となりますので、ご理解頂けた所にはカーブミラーを市で設置します。 【町会と現地確認】	道路公園課
4	羽曳が丘西1丁目町会	西南公園の側溝の掃除について、草やゴミが多く水が流れない。町会で対応しているが、人員が減少していることもあり、作業が追いついていない状況となっている。	側溝清掃にご協力いただきありがとうございます。 水路の清掃等の日常管理については、水利権を有する水利組合等により、清掃活動等を行っていただいているところで、汚土や刈り取っていた草等については、集積いただければ、市が回収・処分しています。 草刈りについては、費用の補助や草刈りの方法等について担当課と協議し、皆様のご協力は頂かなければなりませんが、その負担を減らせる方策を考えていきたいと思います。 【町会と現地確認。公園側溝について対応予定】	道路公園課
5	羽曳が丘西4丁目町会	町会に加入している住民のうち、65歳以上が44%を占め、高齢化が進んでおり町会役員を担える方が少くなり、役員選出が難しくなっています。また、町会を退会する住民が年々増加しており町会の維持・運営そのものが危ぶまれています。これらの課題は住民の地域活動への参加意識の低下や高齢化社会におけるコミュニティーアクションが問われていることを示しています。町会の重要性を再認識してもらうため、連合会、または羽曳野市から住民への働きかけを要望します。	働く世代の方は、活動の時間帯をとれないということもあるので、デジタル機器を活用した、これから活動のあり方というものを考へているところです。 また、高齢者の方にも、経済的に生活が苦しいということで町会に加入されないこともあります。災害が起きたときは、近隣の皆さんの助け合いが必要不可欠なものですので、町会加入にご理解を頂けるような取り組みを、これからも市として行っていきたいと思います。 この問題は、羽曳野市のみならず全国的な問題となっているので、しっかりと対策を講じていきたいと思いますので、ご提案等よろしくお願いします。	市民協働ふれあい課
6	羽曳が丘西5丁目町会	横断歩道の設置について ハ尾富田林線の延伸計画に合わせて、羽曳野市は羽曳が丘西7丁目からハ尾富田林線と合流する『羽曳が丘西65号線』を新設する予定です。 現在でも羽曳が丘西5丁目から羽曳が丘小学校への通学路となっている付近のバス道路の横断が危険となっています。 今後、羽曳が丘西65号線が新設されるとさらに交通量が増えて横断が危険になることが予想されます。つきましては、以下の付近の道路を安全に横断できるように横断歩道の設置を要望いたします。	ハ尾富田林線、羽曳が丘西65号線道路整備事業にご理解ご協力頂きありがとうございます。はじめに、横断歩道は、横断歩行者数や交通量などを総合的に判断して、公安委員会が設置しており、羽曳野警察署が相談窓口となります。ご要望の横断歩道設置につきまして、道路整備進捗状況に合わせて、市としても設置して頂くよう要望していきます。	道路公園課
7	羽曳が丘西6丁目町会	防犯灯の設置について 道が暗くて地域の方から街灯設置の希望が上がっている。 市で設置してほしい。隣接住民の了承が得れない状況の場所があるが、現場状況を鑑みてどのような設置方法があるのか教えていただきたい。	防犯灯設置の費用面については、お示しいただいている箇所においても羽曳野市防犯活動の補助制度の一つである『防犯灯設置費補助金制度』のご活用のご検討をお願いいたします。 防犯灯設置にあたり、近隣住民の了承が困難とのことであります。粘り強く町会としてお話を頂く必要があると思います。	危機管理課
8	羽曳が丘2丁目町会	役員の負担軽減について 防犯灯の設置や更新、町会の美化活動でのごみ回収など、市役所まで行つていろいろな書類を出さなければならず、役員の負担になっているので簡素化してもらいたい。	市としましても、新庁舎建設に向けてDX化も進めていますので、申請書類などの手続きを簡単に分かりやすくするなど、皆さんの負担を減らす方向で進めます。	市民協働ふれあい課 危機管理課 道路公園課 道路公園課 行革DX推進課 など
9	羽曳が丘4丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 路上駐車について 羽曳が丘4丁目17番～19番付近の歩行者通路脇に路上駐車されている事が多々あり、歩行者が困っている。	羽曳野警察署と連携して、悪質な路上駐車対策の強化に努めています。	道路公園課
10	羽曳が丘5丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 5丁目バス停前の長椅子について 5丁目バス停前に長椅子が2脚置いてあり、歩道が狭いので怖い時がある。普段から利用している様子がないので長椅子を1脚にできないか。	道路占用許可を受けて設置されているものではなく、勝手に置かれている状況ですので、不法占用物となります。通行の支障や事故の原因になりますので撤去します。 7日間警告したのち、既にベンチ2脚とも撤去完了しています。	道路公園課
11	羽曳が丘6丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 羽曳が丘小学校の小学生の下校について 保護者や放課後デイサービスのお迎えの車で交差点付近が混雑して危険です。子供たちが車の陰から飛び出していくことがあります。校門に駐車し、運転手が子供を迎えていく間、運転責任者が不在のため、すぐに車の移動ができず渋滞がおこり無法地帯である。一年前に6丁目1～6が更地になってからは、更にひどくなっている。	放課後等デイサービスの送迎については、厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」では、放課後等デイサービスの設置者・管理者は学校との連携を積極的に図る必要があるとしたうえで、「学校の授業終了後の迎えに当たっては、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。このため、放課後等デイサービスの設置者・管理者は、送迎時の対応について学校に事前に調整しておくことが必要である。」などと示されており、事業者の主体的な判断が求められています。 安全性確保の観点から、保護者の車両も含め、学校敷地内への車両の乗り入れは、基本的には適切であるとは考えていません。 町内の状況を改めて教育長とも共有し、保護者や放課後等デイサービスの設置者・管理者への啓発等、子どもたちの安全を優先し、学校との調整が進むよう努めます。	学校教育課

地区区長懇談会（羽曳が丘地区）<概要>

令和7年11月18日（火）MOMOプラザ

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
12	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 街路樹の下草や落葉の処理について 街路樹の下草や落葉の処理は街路樹に面している各家庭に任せているが、高齢化やバス通りで危ない等の難しさもあります。その時のゴミ袋も各家庭の善意で貰われているのも管理の難しさになっています。 市がどこまで管理しているかも不明なので明確にしてほしいです。 また、ゴミ袋の配布（無料提供）があると助かります。	街路樹の除草、落ち葉清掃等について、ご協力いただきありがとうございます。 ゴミ袋の配布等は行っておりません。お手数ですが道路公園課にご連絡していただければ、回収に伺います。	道路公園課
13	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 古市駅行きの近鉄バスについて 古市駅行きの近鉄バスがハ丁目に来ない。ルートの検討をしてほしい。	現在、古市駅方面へのバス路線については、近鉄バス株式会社が運行主体となっており、本市は同社と連携しながら、利用実態や採算性、道路条件などを踏まえ、地域公共交通の利便性向上に努めています。 ご要望の「羽曳が丘ハ丁目方面への乗り入れ」については、道路幅員、車両通行の安全性、停留所設置スペース、想定利用者数など、複数の条件を総合的に検討する必要があります。 そのため、今後、近鉄バス株式会社に対して、当該地域における交通需要やルート設定の可能性について意見照会を行うとともに、市としても地域交通の課題として情報収集と調査を進めていきます。	道路公園課
14	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 街路樹の剪定について 羽曳が丘8丁目8-6前の花水木の幹が大きく斜めに傾いています。前面の道路は近鉄バス等車の交通量が多く、台風の時期は大変心配です。 また、秋には花水木の枯葉が側溝にたまり年々掃除が大変になっています。安全と景観の面からも市による定期的な剪定と管理をお願いいたします。	傾いているハナミズキにつきましては、早急に伐採します。 また、定期的な剪定または落ち葉の掃除等につきましては、年1回業者により実施し、その他は相談内容に応じて職員で枝払い及び除草は行っています。 ご連絡いただければ可能な限り対応していきます。	道路公園課
15	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 羽曳が丘8丁目のお宅の植栽について 植栽が剪定されておらず、道路側に大きくなっています。 今の状態では対向車とのすれ違いがしづらく、歩行者も道路の中央を歩かねばならずこれ以上伸びると大変危険だと思います。市からの指導をお願いします。	植栽が剪定されておらず道路側出ている場合、市からも定期的に樹木管理をしていただくよう訪問し、口頭や文書にて指導します。 今回お伺いしている住宅については、該当宅に訪問し留守のため、樹木伐採依頼の文書投函いたしました。	道路公園課
16	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 電柱の傾きについて 羽曳が丘8丁日の電柱が大きく道路側に傾いている。見た目にも危険に感じる。	現場を確認のうえ、電柱の関西電力へ報告しました。今後、同社にて状況を確認していただき、危険と判断された場合は建て替えの対応をしていただくこととなります。 当該電柱については、関西電力の調査報告により2年前の調査から変化ないとのことです。現時点で危険性はないとの報告をいただいている。	道路公園課
17	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 羽曳が丘1丁目停留所の安全化 羽曳が丘1丁目バス停留所は急坂道かつ見通しの悪いカーブの途中にあり交通事故発生の危険性が高く、過去に事故発生も記憶にあります。配置変更も含め安全対策が必要と考えます。	停留所の設置については、近鉄バス株式会社が認可を受けて運行している事業となりますので、ご要望については、その旨を同社へ伝えます。	道路公園課
18	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 公共施設循環バスについて バス停を移動させるだけでなく、便数を増やしてほしい。（例：LICからはびきの医療センター間など）	ご提案の内容については、利便性向上の観点からも大変有意義なものと考えていますが、公共施設循環バスは、9時から17時まで、市内6ルートを午前2便午後2便で全域を不便なく運行しており、他市と比較しても路線ルート・便数共にきめ細かく運行しています。 ・停留所：86ヶ所　・令和5年度：約94,000人　令和6年度：約98,000人 また、既存路線との均衡などの観点から、新たな路線の増設及び便数の増便は困難な状況となっています。 今後も、地域の皆様のご意見を参考にしながら、より便利で持続可能な公共交通のあり方について検討を進めています。	管財用地課
19	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 羽曳が丘5丁目～西浦までの歩道改修 スポーツ店前から外環までの歩道が歩き辛い。改修を望みます。	歩道の改修には、沿道家屋との高さ調整が非常に難しく、時間と予算が必要となります。 舗装の打ち換え工事を行うべく、市内の歩道の健全度を確認し、優先順位を決めた上で整備について検討します。	道路公園課
20	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 ゴミ出しについて ゴミを出す場が南北の通りに面した部分に限られている。東西の通りでは回収されない。 自宅の玄関前に置いても回収されない。他の丁はOKなのに8丁目だけがNGなのはなぜですか。	8丁目地区のゴミ出しについて、収集業者に確認しましたところ、「東西も収集すると、同じ住宅を複数回通る事になるため収集作業の効率化から東西の通りは収集しておりません。南北の通りのみの収集は8丁目だけに限らず他地域でも同様に行っている。」とのことです。ご理解とご協力をよろしくお願ひします。	環境保全課
21	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 ゴミ出しについて 出せる数が厳しい、他の町では3つ4つ出せている。どうしても数が多く出る時とても困っている。ゴミ出し問題は生活において、かなり重要なところです。	当市では、ゴミの減量化及びリサイクルへの意識を高めてもらう観点から、燃えるゴミの日に出せる袋数を「一世帯2袋」としております。 これは、ごみ処理において、施設の長寿命化と最終処分場の延命を考慮し、今後もより一層の排出量の削減、再資源化を行う必要があるためです。 また、廃プラスチックの分別回収についても、今後、回収に向け検討を進めているところです。	環境保全課
22	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 ハ丁目南端の定期的な草刈り ハ丁目南端（旧農林センターとの境）のフェンス際の草刈りを要望します。 現状は草が生え放題で生ゴミをフェンス内に捨てる。フェンス際に空き缶ペットボトル等の置きっぱなしが発生し、衛生面で問題があります。市による定期的な清掃草刈りを要望します。	当該地については、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と隣接しているところとなります。現在、研究所と境界について確認を行っているところです。 当該地の所有者が判明しましたら、定期的な清掃及び草刈りの対応及び「不法投棄禁止」の看板を設置することについて協議を行う予定ですので、お時間をいただきたくご理解をお願いします。	管財用地課 道路公園課
23	羽曳が丘 8丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 街の美化（街路樹の整備）について 街路樹の根元に雑草が生え放題、防草シートの設置を望みます。	防草シートは、素材や使用環境によって異なりますが、耐用年数は短いもので2~3年です。劣化したシートは穴が開き雑草が生えるため、定期的な交換が必要になります。 また、植樹（しょくじゅ）ます数（すう）（植樹している区画数）が多いため費用が莫大になりますので、効果的な設置箇所などの検討を行います。	道路公園課

地区区長懇談会（羽曳が丘地区）<概要>

令和7年11月18日（火）MOMOプラザ

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
24	羽曳が丘 9丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 道の駅付近の渋滞について 道の駅付近の渋滞について、はびきの128号線南側と府道32号線の道路渋滞により、特に土日祝が道の駅利用者が多いため、西側に右折できない。J o s h i n とサンプラザとの間に右折レーンの改良工事を要望する。	渋滞緩和対策として、しらとりの郷の西行き車線府道美原太子線の2車線化を府の協力で実施しました。 また、羽曳が丘西65号線の整備を大阪府の八尾富田林線の整備と協力して進めており、完成すれば府道八尾富田林線を経由して、南阪奈道路側道美原太子線（府道32号線）に抜けていく計画です。 道路の早期完成をめざし、現在用地買収および詳細設計を進めています。	道路公園課
25	羽曳が丘 9丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 花水木等が植えられていた個所の今後について 9丁目バス停前に枯れた植栽と花水木が植えられている。景観や環境改善のために植栽されていると思うが今後の予定は？ 要望として植替えを希望する。	枯れているハナミズキについては、早急に伐採を行います。 伐採したあとの植樹枠については、撤去して歩道空間を広くするか、他の樹木を植樹するかを町会役員様と協議していきます。	道路公園課
26	羽曳が丘 10丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 歩道を利用した荷物の出し入れについて 歩道を利用して、羽曳野市埴生町1229・1230の会社が、荷物の入出荷作業を行っている。歩道は片方しかなく、通行しにくい状況が毎日続いている。作業員には注意出来ない雰囲気が有り住民からの苦情が有ります。連合会から、行政・警察等に対処のお願いを強く要望致します。	ご指摘いただいた歩道での入出荷作業について、地域住民の皆様にはご不便・ご心配をおかけしています。 市では、このような事業場における火災、延焼、積上げ物の崩落及び飛散、騒音や振動、その他の事故発生を防止し、市民生活の安全の確保することを目的として、近く条例の制定を検討しています。 ご相談内容では、駐停車違反や歩道の無許可使用が考えられます。ただし、当該道路は府道ですので、大阪府富田林土木事務所が道路管理者となります。 荷物の入出荷作業による歩道通行の阻害に関する指導につきましては、市も状況確認し羽曳野警察、富田林土木事務所に要望していきます。	道路公園課 環境保全課
27	羽曳が丘西 2丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 MOMOプラザ東側土手の草刈り・剪定について 水利組合は住民が土手に入ることを厳禁し、当初草刈り等の実行を約束したが全く行っていない。水利組合が年一回、ため池の水を1～3月にかけて抜いている時に土手の草刈りとうそした樹木の枝切を行うことを確約させてほしい。	MOMOプラザ東側の土手における草刈りおよび剪定作業について、隣接する住民の皆様にはご迷惑をおかけしています。 除草・剪定作業は年1回を目安に実施しており、今年は9月上旬に行いました。雑草の成長が早いため、年に複数回の除草が望ましい状況ではございますが、樹木の剪定作業なども並行して行っており、限られた予算の中で対応しています。 今後も、より効果的な除草のタイミングを見極めながら、可能な限り環境整備に努めます。	市民協働ひれい課 農とみどり推進課
28	羽曳が丘西 5丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 市による町内会管理防犯灯の一元管理について（要望） 私ども町会では、かねてより地域の安全と安心な暮らしを守るため、防犯活動に取り組んでおります。 その一環として、現在、町内全域に100灯の防犯灯を設置・管理し、夜間の犯罪防止や通行の安全確保に努めているところでございます。 これらの防犯灯につきましては、平成28年(2016年)頃から、従来の蛍光灯からLED灯へと交換いたしました。LED化についての補助金や、市からの助成金により電気代を賄わせていただいており、大変感謝しております。 しかしながら、設置から約10年が経過しようとしており、LED灯の設計寿命から鑑みて、近い将来交換時期を迎えることになります。 現在、防犯灯の維持管理（電球・灯具の交換費用等）は、町内会費で賄っております。しかし、近年、町会員の高齢化が進み、現役世代は多忙を極め、「幹事が出来ない」と町会を退会する方も増えております。新しく転入してきた方々の町内会への加入も進まず、町内会費収入は年々減少していくことが予想されます。 さらに、防犯灯は町内会未加入者を含む地域住民全体の安全に寄与するものであるにも関わらず、その費用や維持・管理を町会員のみが負担している現状は、会員の間に深刻な不公平感を生じさせており、町内会活動の継続そのものを困難にさせる一因ともなっております。こうした不公平感のは正と、持続可能な地域安全体制を構築するためにも、防犯灯の設置・管理を各町内会の努力に任せせるのではなく、市が一元的に行っていただく方向について、他の市町村（近隣）の状況などを参考にしていただき、ご検討くださいますようお願い申し上げます。	防犯灯は、地域の実情を把握されている町会・自治会の皆様により、主体的な防犯活動の一つとして取り組んでいただいている。一方で、防犯灯の維持管理へのご負担や、自治会離れが進んでいることなど、ご意見いただいた課題があることも認識しています。 現在、市が設置・維持管理する街路灯、公園灯に加え、市内すべての防犯灯の新設、維持管理をするとしますと、人員及び予算的に困難であり、犯罪抑止や安全確保が適切に保てなくなる恐れがあります。 市としましては、地域での防犯活動を支援する観点から、毎年、防犯灯の設置に係る費用や管理費の補助を行っており、今年度に限っては、1団体当たりの設置灯数の制限を設けず補助していますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いします。	危機管理課
29	羽曳が丘西 5丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 分譲住宅地内遊歩道の植栽管理について 日頃より、地域の発展にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。 さて、この度は、羽曳が丘西5丁目にあります分譲住宅地フォレスト羽曳が丘（約60世帯）内の遊歩道の植栽管理につきまして、ご検討いただきたく、本書を提出いたします。 当該遊歩道（約10m）の植栽につきましては、土地の所有者である民間会社の管理がなされていない状態でしたので、これまで私ども町内会活動により、年に2回の除草や清掃活動を行い、環境美化に努めてまいりました。しかしながら、近年の温暖化などの影響により雑草の繁密度が著しく、作業は年々住民にとって大きな負担となっております。また、植栽の高木は隣接する民家の屋根に届くほどに成長しており、台風等の自然災害による枝折れや倒木など、安全面での懸念も高まっている状況です。 この状況を改善すべく、土地所有者であるファミティホーム（株）に植栽の管理をお願いいたしましたが、「会社として管理はできない」との回答がございました。その上で、『維持・管理（清掃・除草等）を町内会にお願いしたい』とのこと。到底、容認は出来ませんが、地域の美化の為に現在も町で管理しております。 同じ住宅地内の公園につきましては、市のご担当部署により年2回の除草管理がなされ、安全で清潔な環境が保たれております。つきましては、住民の安全・安心な暮らしを守るという観点から、この遊歩道も公園と同様に、市の管理下で一元的に植栽の剪定・除草を行っていただきたい、切にお願い申し上げる次第です。	民間会社が正当な理由なく管理責任を放棄し、その対処を市で行うことは、しっかりと管理していただいている方との公平性の観点から行うことはできないと考えます。ただし、除草や剪定していただいた後の草や木の回収や処分はご協力できると思いますので、道路公園課にご連絡ください。	道路公園課
30	羽曳が丘西 6丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 カーブミラーの設置について 坂道になっており、矢印方向から坂を上っていくと左角のお宅の壁、駐車されている車などで対向車を確認しづらい。 また対向車が内側を走り気味になることが多く危険である。	道路反射鏡の設置につきましては、まず要望箇所を相談いただき、設置できるかの現地確認を市で行い、可能であれば申請書の提出をお願いしています。 申請書につきましては、土地所有者および隣接者の承諾も必要となります。書類に不備がなければ、市で設置します。 また、電柱に設置となると、電柱会社に申請しますので、許可がおりるのに、1～2か月かかりますのでご了承お願いします。	道路公園課

地区区長懇談会（羽曳が丘地区）<概要>

令和7年11月18日（火）MOMOプラザ

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
31	羽曳が丘西6丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 小道の管轄について 西6丁目住宅と阪南大学グランドフェンスの間に1.5～2mほどの幅の小道がある。西6丁目住宅がバス停などに向かうときなどに使用する方の多い道ですが、草が生い茂っていることも多くあるので、管轄を明らかにしてほしい。（阪南大学グラウンド北側）	当該小道については、里道敷となります。 かつてPLの花火大会が行われていた頃には、地元住民の皆さまのご協力を得て、除草作業を進めていた経緯があります。今後も引き続きご協力をいただきながら、対応していきたいと考えています。 なお、除草剤の散布も効果的ではありますが、近隣住民のご理解が必要です。町会でご意見をいただければ、散布を進めさせていただきます。	管財用地課
32	羽曳が丘西6丁目町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 除草作業について 都市計画道路八尾富田林線予定地に隣接している地域住民から、草が電線まで伸びていて危険、心配である。以前は定期的に除草されていたが、近年は回数が減っている。という声が聞かれている。安心・安全に生活できるように管理の徹底をお願いしたい。	草等でご心配をお掛けし申し訳ありません。事業主体が大阪府富田林土木事務所になりますので、ご指摘の内容について市から富田林土木事務所に連絡します。	道路公園課